

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第50条第2項の規定により、「奈良線第2期複線化事業に係る事後調査計画書」が提出されましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、事後調査計画書を縦覧に供します。

令和6年4月19日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 長谷川 一明
大阪市北区芝田2丁目4番24号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

奈良線第2期複線化事業

(2) 種類

鉄道の建設の事業（複線化延長）

(3) 規模

複線化延長1.4km

3 対象事業の実施区域

JR藤森～宇治間、新田～城陽間、山城多賀～玉水間

4 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年4月19日から同年5月20日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 事後調査計画書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから、事後調査計画書を閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000325009.html>

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)